

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5599412号  
(P5599412)

(45) 発行日 平成26年10月1日(2014.10.1)

(24) 登録日 平成26年8月22日(2014.8.22)

(51) Int.Cl.

G06F 13/00 (2006.01)  
H04N 7/173 (2011.01)

F 1

G06F 13/00 540B  
H04N 7/173 610Z

請求項の数 15 (全 14 頁)

(21) 出願番号 特願2011-551080 (P2011-551080)  
 (86) (22) 出願日 平成22年1月18日 (2010.1.18)  
 (65) 公表番号 特表2012-518835 (P2012-518835A)  
 (43) 公表日 平成24年8月16日 (2012.8.16)  
 (86) 國際出願番号 PCT/US2010/021314  
 (87) 國際公開番号 WO2010/098904  
 (87) 國際公開日 平成22年9月2日 (2010.9.2)  
 審査請求日 平成25年1月16日 (2013.1.16)  
 (31) 優先権主張番号 12/391,824  
 (32) 優先日 平成21年2月24日 (2009.2.24)  
 (33) 優先権主張国 米国(US)

(73) 特許権者 500046438  
 マイクロソフト コーポレーション  
 アメリカ合衆国 ワシントン州 9805  
 2-6399 レッドmond ウェイ  
 クロソフト ウェイ  
 (74) 代理人 100140109  
 弁理士 小野 新次郎  
 (74) 代理人 100075270  
 弁理士 小林 泰  
 (74) 代理人 100080137  
 弁理士 千葉 昭男  
 (74) 代理人 100096013  
 弁理士 富田 博行  
 (74) 代理人 100113974  
 弁理士 田中 拓人

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 捕捉時のコンテンツの構成および配信

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

モバイルコンピューティング装置によるコンテンツの捕捉の前に前記コンテンツの配信および捕捉を構成するためのシステムであって、

複数のコンテンツの宛先のうちの1つまたは複数にそれぞれ関連付けられた複数の構成データセットを格納するためのメモリーエリアであって、前記モバイルコンピューティング装置に関連付けられたメモリーエリアと、

前記モバイルコンピューティング装置によりコンテンツを捕捉する前に、日時および位置のうちの1つまたは複数に関する選択基準に基づいて、捕捉されたコンテンツを送信するためのコンテンツの宛先の組を自動的に識別し、

前記モバイルコンピューティング装置上に表示するために、前記識別されたコンテンツの宛先の組を提供し、

前記モバイルコンピューティング装置のユーザーから、前記提供されたコンテンツの宛先の組からの複数のコンテンツの宛先の選択であって、選択されたうちの少なくとも2つが異なるフォーマットを有する選択を受信し、

前記メモリーエリアから、前記選択されたコンテンツの宛先に対応する前記構成データセットにアクセスし、

前記モバイルコンピューティング装置によりコンテンツを捕捉する前に、前記選択されたコンテンツの宛先に対応する前記アクセスされた構成データセットに基づいて前記モバイルコンピューティング装置上のコンテンツ捕捉設定を調整し、

10

20

前記調整されたコンテンツ捕捉設定に従って前記コンテンツを捕捉し、  
前記捕捉されたコンテンツを、前記モバイルコンピューティング装置から前記選択されたコンテンツの宛先のそれぞれに送信する  
ようにプログラムされたプロセッサーと  
を含むシステム。

【請求項 2】

前記プロセッサーが、前記コンテンツとして、音声データ、映像データ、および静止画データのうちの1つまたは複数を捕捉するようにプログラムされた請求項1に記載のシステム。

【請求項 3】

前記プロセッサーが、前記選択されたコンテンツの宛先のそれぞれについて処理されたコンテンツを生成するために、前記アクセスされた構成データセットのそれぞれに従って前記捕捉されたコンテンツを処理するようにさらにプログラムされ、前記プロセッサーが、前記処理されたコンテンツを前記それぞれのコンテンツの宛先に送信するようにプログラムされた請求項1に記載のシステム。

【請求項 4】

前記ユーザーから前記複数のコンテンツの宛先の前記選択を受信するための手段をさらに含む請求項1に記載のシステム。

【請求項 5】

前記捕捉されたコンテンツを自動フォーマットし、前記選択されたコンテンツの宛先に配信するための手段をさらに含む請求項1に記載のシステム。

【請求項 6】

複数のコンテンツの宛先のうちの1つまたは複数にそれぞれ関連付けられた複数の構成データセットを格納するステップであって、前記複数の構成データセットのそれぞれが1つまたは複数のコンテンツ捕捉設定値を含む、ステップと、

コンピューティング装置によるコンテンツの捕捉の前に、日時および位置のうちの1つまたは複数に関する選択基準に基づいて、捕捉されたコンテンツを送信するための複数の前記コンテンツの宛先を選択するステップであって、選択されたうちの少なくとも2つが異なるフォーマットを有する、ステップと、

前記選択されたコンテンツの宛先に対応する前記格納された構成データセットを識別するステップと、

前記コンピューティング装置によるコンテンツの捕捉前に、前記選択されたコンテンツの宛先に対応する前記識別された構成データセットからの前記コンテンツ捕捉設定値のうちの1つまたは複数を前記コンピューティング装置に適用するステップであって、前記コンピューティング装置が前記適用されたコンテンツ捕捉設定値に従ってコンテンツを捕捉する、ステップと、

前記捕捉されたコンテンツを、前記コンピューティング装置から前記選択されたコンテンツの宛先のそれぞれに送信するステップと

を含む方法。

【請求項 7】

前記選択されたコンテンツの宛先のそれぞれについて処理されたコンテンツを生成するために、前記識別された構成データセットのそれぞれに従って前記捕捉されたコンテンツを処理するステップと、

前記処理されたコンテンツを前記それぞれのコンテンツの宛先に送信するステップと  
をさらに含む請求項6に記載の方法。

【請求項 8】

前記識別された構成データセットのうちの1つを選択するステップと、

前記識別された構成データセットのうちの前記選択された1つから前記コンテンツ捕捉設定値を前記コンピューティング装置に適用するステップであって、前記コンピューティング装置が前記適用されたコンテンツ捕捉設定値に従ってコンテンツを捕捉する、ステッ

10

20

30

40

50

と、

処理されたコンテンツを生成するために、前記選択された構成データセット以外の前記構成データセットのそれぞれに従って前記捕捉されたコンテンツを処理するステップと、

前記捕捉されたコンテンツを、前記選択された構成データセットに関連付けられた前記コンテンツの宛先に送信するステップと、

前記選択された構成データセット以外の前記構成データセットにそれぞれ関連付けられた前記コンテンツの宛先のそれぞれに前記処理されたコンテンツを送信するステップとをさらに含む請求項 6 に記載の方法。

【請求項 9】

前記コンピューティング装置上に表示するために、前記複数のコンテンツの宛先のうちの 1 つまたは複数のリストを提供するステップをさらに含む請求項 6 に記載の方法。 10

【請求項 10】

ジオタグを前記捕捉されたコンテンツに追加するステップをさらに含む請求項 6 に記載の方法。

【請求項 11】

前記複数のコンテンツの宛先を選択するステップが、ユーザーからバーコードを受信するステップを含み、前記格納された構成データセットを識別するステップが、前記バーコードに基づいて前記格納された構成データセットを識別するステップを含む請求項 6 に記載の方法。

【請求項 12】

前記複数のコンテンツの宛先を選択するステップが、以下のユーザーアクション、すなわち前記コンピューティング装置の画面にタッチするアクション、前記コンピューティング装置を傾けるアクション、前記コンピューティング装置の画面上でジェスチャーで示すアクション、および前記コンピューティング装置を指ではじくアクションのうちの 1 つまたは複数を介して、選択を受信するステップを含む請求項 6 に記載の方法。 20

【請求項 13】

前記コンテンツ捕捉設定値のうちの前記 1 つまたは複数を適用する前に、ユーザーに前記コンテンツ捕捉設定値のうちの前記 1 つまたは複数を提供するステップと、

前記ユーザーから、前記提供されたコンテンツ捕捉設定値のうちの少なくとも 1 つへの変更を受信するステップと 30

をさらに含む請求項 6 に記載の方法。

【請求項 14】

ユーザーからユーザーの宛先の識別を受信するステップと、

前記ユーザーから前記コンテンツの捕捉設定値のうちの少なくとも 1 つを受信するステップと、

前記コンテンツ捕捉設定値のうちの前記受信した少なくとも 1 つを前記ユーザーの宛先に関連付けるステップと、

前記ユーザーの宛先を前記複数のコンテンツの宛先のうちの 1 つとして格納するステップと 40

をさらに含む請求項 6 に記載の方法。

【請求項 15】

複数のコンテンツの宛先のうちの 1 つまたは複数にそれぞれ関連付けられた複数の構成データセットを格納するためのメモリー構成要素であって、前記複数の構成データセットのそれぞれが 1 つまたは複数のコンテンツ捕捉設定値を含む、メモリー構成要素と、

コンピューティング装置によるコンテンツの捕捉前に、前記コンピューティング装置のユーザーからの入力無しに、日時および位置のうちの 1 つまたは複数に関する選択基準を評価して、捕捉されたコンテンツを送信するための前記複数のコンテンツの宛先のうちの 1 つまたは複数を識別するファクター構成要素であって、識別されたうちの少なくとも 2 つが異なるフォーマットを有する、ファクター構成要素と、 50

前記コンピューティング装置によるコンテンツの捕捉の前に、前記識別されたコンテンツの宛先に対応する前記格納された構成データセットを識別し、前記識別されたコンテンツの宛先に対応する前記識別された構成データセットからの前記コンテンツ捕捉設定値のうちの1つまたは複数を前記コンピューティング装置に適用するための調整構成要素であって、前記コンピューティング装置が前記適用されたコンテンツ捕捉設定値に従ってコンテンツを捕捉する、調整構成要素と、

前記捕捉されたコンテンツを前記コンピューティング装置から前記選択されたコンテンツの宛先のそれぞれに送信するためのインターフェイス構成要素と

をさらに含む請求項6に記載の方法。

#### 【発明の詳細な説明】

10

#### 【背景技術】

#### 【0001】

[0001]多くの既存の電子装置によって、画像および映像などのコンテンツを捕捉することができる。ユーザーがカメラや携帯電話などの既存の装置で画像を捕捉するとき、画像は、装置(例えば、フラッシュメモリなど)のみに格納される。ユーザーは後で、格納された情報をカメラからラップトップまたはデスクトップコンピューターなど別の電子装置にダウンロードする。ユーザーは、そこから画像のうちの1つまたは複数を他の宛先に個々に配布したり、画像をウェブサイトにアップロードして共有したりすることができる。例えば携帯電話などいくつかの既存の電子装置によって、ユーザーは、モバイルネットワークを介して捕捉された画像を別のユーザーの携帯電話などの宛先に送信することができる。しかし、格納された情報を他の宛先に保存し、または送信することは、少数のユーザーのみによって実行される手作業の、時間のかかるプロセスである。

20

#### 【0002】

[0002]さらに、様々な宛先は、コンテンツが異なるフォーマットであることをしばしば必要とする。例えば、ある宛先は、大きい画像を許容し、別の宛先は、限定されたサイズのもののみを許容する場合がある。この例において両方の宛先に画像をサブミットすることは、画像を異なるフォーマットに変換する余分な時間をユーザーが費やす必要がある。

#### 【発明の概要】

#### 【0003】

[0003]本発明の実施形態は、装置による捕捉時のコンテンツの装置の構成および配信を可能にする。複数の構成データセットはそれぞれ、複数のコンテンツの宛先のうちの1つまたは複数に関連付けられる。構成データセットは、1つまたは複数のコンテンツ捕捉設定値を含む。複数のコンテンツの宛先の選択が、ユーザーのコンピューティング装置から受信される。選択されたコンテンツの宛先に対応する格納された構成データセットが識別される。コンピューティング装置によるコンテンツの捕捉の前に、識別された構成データセットからのコンテンツ捕捉設定値のうちの1つまたは複数がコンピューティング装置に適用される。コンピューティング装置は、適用されたコンテンツ捕捉設定値に従ってコンテンツを捕捉する。捕捉されたコンテンツは、コンピューティング装置から選択されたコンテンツの宛先のそれぞれに送信される。

30

#### 【0004】

[0004]この概要は、詳細な説明において下記でさらに説明されるいくつかの概念を簡単な形で紹介するために提供される。この概要は、特許請求された主題の鍵となる特徴または重要な特徴を識別するためのものではなく、特許請求された主題の範囲の画定の手助けとして使用されるためのものでもない。

40

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0005】

【図1】[0005]コンピューティング装置がコンテンツを捕捉し、捕捉されたコンテンツを複数のコンテンツの宛先に配信することを示す例示的なブロック図である。

【図2】[0006]コンピューティング装置がコンテンツをコンテンツの宛先に配信するためにはクラウドサービスと対話することを示す例示的なブロック図である。

50

【図3】[0007]コンピューティング装置の構成、および選択されたコンテンツの宛先へのコンテンツの配信を示す例示的なフロー・チャートである。

【図4】[0008]コンテンツの宛先の自動的な選択のためのコンピューター実行可能構成要素を格納するコンピューター可読媒体を示す例示的なブロック図である。

【図5】[0009]コンテンツを捕捉するモバイルコンピューティング装置を示す例示的なブロック図である。

【図6】[0010]バーコードの画像を捕捉するモバイルコンピューティング装置を示す例示的なブロック図である。

**【発明を実施するための形態】**

**【0006】**

[0011]対応する参照文字は、図面を通して対応する部分を示す。

[0012]図面を参照すると、本開示の実施形態は、コンテンツ112を捕捉するとき、またはその前に、少なくともユーザー110などのユーザーがコンテンツ112の複数の宛先または使用を選択し、コンテンツ112が捕捉されると、ユーザー110からの追加の関与無しに、捕捉されたコンテンツ112を選択された宛先に自動的に送信できるようになる。例えば、モバイルコンピューティング装置502または他のコンピューティング装置102のビューファインダーを覗くとき、ユーザー110は、検索エンジン、ソーシャルネットワークサイト、または電子メールアカウントなど、コンテンツ112が送信または使用され得る宛先の画面上の表示が提供される。捕捉されたコンテンツ112は、コンテンツ112を捕捉する動作の後、リアルタイムで、こうした宛先またはアプリケーションに、宛先に適したサイズおよびフォーマットで自動的に送信される。捕捉されたコンテンツ112は、一度に送信され、捕捉されたコンテンツ112を共有するためのユーザー110の作業量を大幅に低減する。いくつかの実施形態において、捕捉されたコンテンツ112は、音声データ、映像データ、および／または静止画像データを含む。

**【0007】**

[0013]本発明の態様は、携帯電話などのモバイルコンピューティング装置502であるコンピューティング装置102を参照して説明されるが、本発明の実施形態は、コンテンツ112を捕捉する任意のコンピューティング装置で動作可能である。例えば、本発明の態様は、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、ラップトップコンピューター、ゲーム機（ハンドヘルドゲーム機を含む）、ポータブルミュージックプレーヤー、PDA、情報家電、およびパーソナルコミュニケーションなどの装置で動作可能である。いくつかの実施形態において、コンピューティング装置102は、無線接続を備えるカメラである。さらに、本開示の実施形態は、ネットワークまたはクラウドサービスに接続されるコンピューティング装置102を含むが、他の実施形態は、ネットワークに接続されていないコンピューティング装置102を含む。こうした実施形態において、捕捉されたコンテンツ112は、コンピューティング装置102上に格納され、ネットワーク接続が使用可能になると、配信され得る。

**【0008】**

[0014]再度図1を参照すると、例示的なブロック図は、コンピューティング装置102がコンテンツ112を捕捉し、捕捉されたコンテンツ112を複数のコンテンツの宛先114に配信することを示す。コンピューティング装置102は、メモリーエリア106およびプロセッサー104を含む。メモリーエリア106または他のコンピューター可読媒体は、例えば構成データセット#1から構成データセット#Nまでの複数の構成データセット108を格納する。構成データセット108のそれぞれは、例えばコンテンツの宛先#1からコンテンツの宛先#Nまでの複数のコンテンツの宛先114のうちの1つまたは複数に関連付けられる。

**【0009】**

[0015]一般に、メモリーエリア106は、コンピューティング装置102に関連付けられる。例えば、図1において、メモリーエリア106は、コンピューティング装置102内にある。しかし、メモリーエリア106またはそれに格納される任意のデータは、（例

10

20

30

40

50

ればネットワークを介してアクセス可能な)コンピューティング装置102から離れたまたはローカルの任意のサーバーまたは他のコンピューターに関連付けられ得る。

#### 【0010】

[0016]プロセッサー104は、本開示の態様を実施するためのコンピューター実行可能命令を実行するようにプログラムされる。一例として、プロセッサー104は、コンピューティング装置102上に表示するために、複数のコンテンツの宛先114のリストを提供するようにプログラムされる。コンピューティング装置102は、コンピューティング装置102のユーザー110から、提供されたリストからの複数のコンテンツの宛先114の選択を受信する。プロセッサー104は、メモリーエリア106から、選択されたコンテンツの宛先114に対応する構成データセット108にアクセスするようにプログラムされる。10 コンピューティング装置102上のコンテンツ捕捉設定は、アクセスされた構成データセット108に基づいて調整される。コンピューティング装置102は、調整されたコンテンツ捕捉設定に従ってコンテンツ112を捕捉する。

#### 【0011】

[0017]プロセッサー104は、選択されたコンテンツの宛先114のそれについて処理されたコンテンツを生成するために、アクセスされた構成データセット108のそれについて従って捕捉されたコンテンツ112を処理するようにさらにプログラムされる。次いでコンピューティング装置102は、処理されたコンテンツを、コンピューティング装置102から選択されたコンテンツの宛先114のそれに送信する。20

#### 【0012】

[0018]いくつかの実施形態において、コンテンツの宛先114は、使用、アクション、フォーマット、または設定を含む。例えば、ユーザー110は、選択されたコンテンツの宛先114に対して異なる3つのフォーマット、すなわち白黒、魚眼、広角を選択する。この例における3つのフォーマットは、単一の場所(例えば、Webベースのフォトギャラリー)、複数の場所、または単にコンピューティング装置102における格納エリアに行くことができる。ユーザー110は、代わりに、またはさらに、コンテンツ112の様々なサイズ、電子メール対応、印刷対応、壁紙を選択することができる。一般に、本開示の態様によって、ユーザー110は、コンテンツ112に関連付けることができる任意の属性を定義し、事前に捕捉することができる。30

#### 【0013】

[0019]いくつかの実施形態において、プロセッサー104は、図(例えば図3)に示されるものなど、命令を実行するようにプログラムされる。

[0020]次に図2を参照すると、例示的なブロック図は、コンピューティング装置102がコンテンツ112をコンテンツの宛先114に配信するためにクラウドサービス202と対話することを示す。図2の例において、コンピューティング装置102は、クラウドサービス202におけるサービスまたは他のコンピューティング装置と通信する。クラウドサービス202は、構成データセット108をメモリーエリア204に格納する。メモリーエリア204は、クラウドサービス202におけるコンピューティング装置のうちの1つまたは複数に関連付けられ得る。この例において、構成データセット108は、コンピューティング装置102によって格納されるのではなく、代わりに、例えばインターネットなどのネットワークを介してコンピューティング装置102にアクセス可能である。40

#### 【0014】

[0021]次に図3を参照すると、例示的なフローチャートは、コンピューティング装置102の構成および選択されたコンテンツの宛先114へのコンテンツ112の配信を示す。302で、構成データセット108は、例えばメモリーエリア106に格納される。構成データセット108のそれぞれは、1つまたは複数のコンテンツ捕捉設定または値を有する。コンテンツの宛先114の例は、オンデバイスギャラリー(on-device gallery)、ウェブベースの画像サービス、電子メールアカウント、マップ、および/または画像プリンターを含む。いくつかの実施形態において、使用可能なコンテンツの宛先114は、コンピューティング装置102にある、またはユーザー110がサインアップしたサービ50

スまたはアプリケーションに基づいて自動的に決定される。また、コンテンツの宛先 114 は、ユーザー 110 によって決定または追加もされ得る。ユーザー 110 に表示するためのコンテンツの宛先 114 のリストは、追加のオプションがピボットまたは他のメニュー画面で使用可能である適切な画面長さに短縮されてもよい。

#### 【0015】

[0022] いくつかの実施形態において、使用可能なコンテンツの宛先 114 のうちの 1 つまたは複数のリストは、コンピューティング装置 102 上に表示するために提供される。ユーザー 110 は、コンテンツの宛先 114 のうちの 1 つまたは複数を選択するための表示リストと対話する。コンテンツの宛先 114 は、例えば、以下のユーザーアクション、すなわち、コンピューティング装置 102 の画面にタッチする（例えば指またはスタイルスを介して）、コンピューティング装置 102 を 1 つまたは複数の方向に傾ける（例えば、少なくとも 1 つの加速度計を備えるコンピューティング装置 102 について）、モバイルコンピューティング装置 502 の画面上でジェスチャーで示す（例えば、ユーザー 110 がモバイルコンピューティング装置 502 のタッチ画面上で 1 つまたは複数の指で 1 つまたは複数のジェスチャーをする）、およびモバイルコンピューティング装置 502 を指ではじく（例えば、モバイルコンピューティング装置 502 によって認識可能な 1 つまたは複数の予め定義された動きに従ってモバイルコンピューティング装置 502 を急に動かす）のうちの 1 つまたは複数によって選択され得る。  
10

#### 【0016】

[0023] 304 でコンテンツの宛先 114 の選択がユーザー 110 から受信された場合、この方法は、306 で、選択されたコンテンツの宛先 114 に対応する構成データセット 108 を識別する。308 で、コンピューティング装置 102 が、識別された構成データセット 108 内のコンテンツ捕捉設定に基づいて構成される。例えば、Web アプリケーションに送信される画像は、2.54 cm (インチ) 当たり 72 または 96 ドット (dpi) にサイズ変更され、圧縮される。それに対して、ネットワーク接続されたプリンターに送信される画像は、300 dpi の解像度に合わせて調整され、4 × 6 サイズにフォーマットされる。  
20

#### 【0017】

[0024] いくつかの実施形態において、308 で、コンピューティング装置 102 を構成する前に、識別された構成データセット 108 内のコンテンツ捕捉設定のうちの 1 つまたは複数は、編集のためにユーザー 110 に提供される。ユーザー 110 は、コンピューティング装置 102 と対話して、表示されたコンテンツ捕捉設定のうちの 1 つまたは複数をオーバーライドする、または手動で変更する。  
30

#### 【0018】

[0025] コンピューティング装置 102 は、310 で、コンテンツ捕捉設定に従って、コンテンツ 112 の捕捉を始める。コンテンツ 112 は、312 で、310 でコンテンツ 112 が捕捉された後、選択されたコンテンツの宛先 114 のそれぞれに自動的に送信される。例えば、任意の追加のユーザー入力無しに、コンピューティング装置 102 は、捕捉されたコンテンツ 112 を選択されたコンテンツの宛先 114 に送信する。こうした例において、宛先 114 を選択した後、ユーザー 110 による単一ボタンのクリック、押下、または選択によって、コンテンツ 112 の捕捉、フォーマット、および配送がもたらされる。  
40

#### 【0019】

[0026] いくつかの実施形態において、ユーザー 110 は、例えば、捕捉されたコンテンツ 112 がコンテンツの宛先 114 のそれぞれに正常に送信された旨の通知または他のフィードバック、電子メールメッセージを受信する。コンテンツの宛先 114 は、コンピューティング装置 102 とも通信して、例えば、コンピューティング装置 102 に、捕捉されたコンテンツ 112 のアップロード状況を通知することができる。捕捉されたコンテンツ 112 の複数の項目がコンテンツの宛先 114 によって受信された場合、コンテンツの宛先 114 は、送信および / またはアクティビティのビューの集合を提供することができ  
50

る。いくつかの実施形態において、ユーザー 110 は、コンテンツの宛先 114 から送信されたコンテンツ 112 を回収する。例えば、ユーザー 110 は、送信されたコンテンツ 112 を置き換える、またはコンテンツ 112 を配布することについて再考し得る。宛先 114 からコンピューティング装置 102 への通信は、非同期に、リアルタイムで、および／またはスケジュールされたときに行われ得る。

#### 【0020】

[0027]いくつかの実施形態において、識別された構成データセット 108 のうちの少なくとも 1 つにおけるコンテンツ捕捉設定は、識別された構成データセット 108 の別のものとは異なる。こうした実施形態において、本開示の態様は、識別された構成データセット 108 のうちの 1 つを選択し、選択された構成データセット 108 内のコンテンツ捕捉設定を適用する。適用されたコンテンツ捕捉設定に従って捕捉されたコンテンツ 112 は、選択された構成データセット 108 に対応するコンテンツの宛先 114 に送信される。その後、または並行して、捕捉されたコンテンツ 112 は、（例えば選択された構成データセット 108 以外のものなど）残りの識別された構成データセット 108 に従って処理され、再フォーマットされ、変換され、調整され、構成され、そうでなければ変更されて、他の選択されたコンテンツの宛先 114 のそれぞれについて、処理されたコンテンツを生成する。処理されたコンテンツはそれぞれ、残りの選択されたコンテンツの宛先 114 のそれぞれに送信される。10

#### 【0021】

[0028]コンテンツ捕捉設定が識別された構成データセット 108 中で異なる実施形態において、本開示の態様は、例えば、競合解消ルール (conflict resolution rule) を評価することによって、適用すべきコンテンツ捕捉設定を選択する。例示的な競合解消ルールは、適用すべきコンテンツ捕捉設定を決定するためのユーザー定義、装置固有、および／または宛先固有のルールを含む。例えば、いくつかのコンテンツの宛先 114 は、他のコンテンツの宛先 114 に優先することができ、したがって、優先順位が最高のコンテンツの宛先 114 のコンテンツ捕捉設定が適用される。別の例において、いくつかのコンテンツ捕捉設定は、他のコンテンツ捕捉設定に優先することができ、優先順位が高いコンテンツ捕捉設定が適用される。20

#### 【0022】

[0029]他の実施形態において、最小制限または最小限度のコンテンツ捕捉設定が適用される。例えば、損失のある joint photographic experts group (JPEG) 画像が捕捉されることをコンテンツ捕捉設定のうちの 1 つが示し、損失無しのビットマップが捕捉されることをコンテンツ捕捉設定のうちの別の 1 つが示す場合、本開示の実施形態は、損失無しのビットマップフォーマットのコンテンツ 112 を捕捉するようコンピューティング装置 102 を構成する。コンテンツ 112 が捕捉された後、コンテンツ 112 は、JPEG フォーマットに変換され、JPEG 画像が捕捉されたことを示したコンテンツ捕捉設定値に関連付けられたコンテンツの宛先 114 に送信される。30

#### 【0023】

[0030]捕捉されたコンテンツ 112 を選択されたコンテンツの宛先 114 に送信する前に、捕捉されたコンテンツ 112 にメタデータが追加され得る。例えば、ジオタグ、ジオロケーター、またはコンテンツ 112 捕捉時のコンピューティング装置 102 の物理的な位置の他のインジケータが、捕捉されたコンテンツ 112 に追加され得る。別の例において、捕捉時を示すタイムスタンプ、タイトル、または捕捉されたコンテンツ 112 の簡単な説明が追加されてもよい。あるいは、またはさらに、捕捉されたコンテンツ 112 を画像ギャラリー、ユーザー 110 のブログ、または広告などのスポンサーコンテンツにリンクするハイパーリンクが捕捉されたコンテンツ 112 に追加されてもよい。一般に、メタデータは、例えばコンピューティング装置 102 のメーカーによって提供された予め定義されたタグの組の一部とすることができます、またはメタデータは、1 つまたは複数のユーザー定義のタグを含んでいてもよい。4050

**【 0 0 2 4 】**

[0031]さらに、メタデータは、選択された予め定義されたアクションに基づいて、捕捉されたコンテンツ 112 に追加されてもよい。例えば、捕捉されたコンテンツ 112 がブログおよび電子メールに送信される場合、これらのコンテンツの宛先 114 を識別するメタデータは、コンピューティング装置 102（またはギャラリーまたはそれに関連付けられた他の格納エリア）に格納された元のコピーコンテンツ 112 に添付される。その結果、コンテンツ 112 のバージョンは、メタデータを介して互いにリンクされ、コンテンツ 112 の各項目は、コンテンツ 112 に適用された使用、宛先、フォーマットなどのメタデータを含む。こうした実施形態において、メタデータは、コンテンツ 112 の履歴として動作する。

10

**【 0 0 2 5 】**

[0032]使用可能なコンテンツの宛先 114 は、クラウドサービス 202 または他のソースによって提供され得る。いくつかの実施形態において、ユーザー 110 は、ユーザーの宛先を作成し、または識別することもできる。ユーザーの宛先は、例えば、コンテンツの宛先 114 のリストで識別されない特定の Web サイト、ギャラリー、または格納エリアを含み得る。ユーザーの宛先は、ユーザー 110 がコンテンツ 112 を送信したい友人または家族など特定のユーザーに関連付けられた装置または電子メールアカウントも含み得る。装置は、例えば、ユーザーの携帯電話、または車におけるゲーム機、メディアセンター、またはディスプレイなどの固定位置の装置を含む。一般に、本開示の態様は、アドレスおよび接続を有する任意の宛先 114 で動作可能である。

20

**【 0 0 2 6 】**

[0033]こうした実施形態において、ユーザー 110 は、作成されたユーザーの宛先のそれぞれについてのコンテンツ捕捉設定を指定する。本開示の態様は、指定されたコンテンツ捕捉設定を作成されたユーザーの宛先に関連付ける。作成されたユーザーの宛先は、例えばメモリーエリア 106 に格納されるか、そうでなければ他の使用可能なコンテンツの宛先 114 と共にコンピューティング装置 102 からアクセス可能になる。

**【 0 0 2 7 】**

[0034]図 3 に示される例示的な動作は、コンピューティング装置 102 内で実行する 1 つまたは複数のプロセッサーによって、または（例えば、図 2 のクラウドサービス 202 の実施形態における）コンピューティング装置 102 の外部のプロセッサーによって実行され得る。

30

**【 0 0 2 8 】**

[0035]次に図 4 を参照すると、例示的なブロック図は、コンテンツの宛先 114 の自動的な選択のためのコンピューター実行可能構成要素を格納するコンピューター可読媒体 402 を示す。図 4 の例において、コンテンツ 112 の捕捉時における宛先の選択へのユーザー 110 の関与は、最低限に抑えられる。メモリー構成要素 404 は、構成データセット 108 を格納する。ファクター構成要素 406 は、選択基準を評価して、複数のコンテンツの宛先 114 のうちの 1 つまたは複数を識別する。いくつかの実施形態において、ファクター構成要素 406 は、コンピューティング装置 102 によるコンテンツ 112 の捕捉の直前に、およそコンテンツ 112 の捕捉時にユーザー 110 からの入力無しに実行する。選択基準は、一般に、ユーザー 110 の所望のまたは目的の宛先を反映する。例えば、ユーザー 110 は、選択基準を介して、捕捉すべきコンテンツ 112 が捕捉されたコンテンツ 112 を以前受信したコンテンツの宛先 114 に送信されることを指定することができる。いくつかの実施形態において、ファクター構成要素 406 は、選択基準を評価して、コンピューティング装置 102 の位置、ユーザー 110 の位置、以前識別された宛先の選択、日時、年間通算日、Web 閲覧履歴、コンピューティング装置 102 の向き（例えば、ユーザー 110 がコンピューティング装置 102 を縦向きモードに維持するか、横向きモードに維持するか）、オープンアプリケーション、またはコンテンツ 112 を捕捉するアプリケーションのうちの 1 つまたは複数に基づいて、コンテンツの宛先 114 を自動的に識別する。また、選択基準は、ファクター構成要素 406 によって動的に維持さ

40

50

れ得る。例えば、本開示の態様は、ユーザー 110 によって以前選択されたコンテンツの宛先 114 を監視し、または追跡し、選択基準がユーザー 110 の監視された選好を反映するように、選択基準を調整することができる。

#### 【0029】

[0036] いくつかの実施形態において、ファクター構成要素 406 は、ユーザー 110 のカレンダー、ユーザー 110 のアドレス帳、および / または全地球測位システム (GPS) にアクセスして、コンテンツの宛先 114 を識別する。カレンダーおよびアドレス帳は、コンピューティング装置 102 またはクラウドサービス 202 に格納され得る。一例において、コンピューティング装置 102 が捕捉されたコンテンツ 112 を仕事関係のコンテンツの宛先 114 に送信するように構成されるように、ユーザー 110 のカレンダーは、今日が仕事日であることを示すことができる。別の例において、コンピューティング装置 102 が捕捉されたコンテンツ 112 をサッカーチームのメンバーに送信するように構成されるように、ユーザー 110 のカレンダーは、コンテンツ 112 の捕捉時に、サッカーゲームが現在スケジュールされていることを示すことができる。サッカーチームのメンバーは、アドレス帳にアクセスすることによって識別され得る。別の例として、コンピューティング装置 102 が捕捉されたコンテンツ 112 を休暇ブログおよび画像ギャラリーに送信するように構成されるように、ユーザー 110 のカレンダーは、ユーザー 110 が休暇中であることを示すことができる。別の実施形態において、GPS システムは、ユーザー 110 の位置を決定するためにアクセスされる。ユーザー 110 が仕事中であると決定された場合、コンピューティング装置 102 は、捕捉されたコンテンツ 112 を仕事関係の宛先（例えば人）に送信するように構成される。ユーザー 110 が家にいると決定されると、コンピューティング装置 102 は、捕捉されたコンテンツ 112 を友人および / または家族に送信するように構成される。10

#### 【0030】

[0037] 調整構成要素 408 は、ファクター構成要素 406 によって識別されるコンテンツの宛先 114 に対応する構成データセット 108 を識別し、識別された構成データセット 108 からコンテンツ捕捉設定値のうちの 1 つまたは複数をコンピューティング装置 102 に適用する。いくつかの実施形態において、調整構成要素 408 は、コンピューティング装置 102 によるコンテンツ 112 の捕捉前に実行する。コンピューティング装置 102 は、適用されたコンテンツ捕捉設定に従ってコンテンツ 112 を捕捉する。インターフェイス構成要素 410 は、捕捉されたコンテンツ 112 をコンピューティング装置 102 から選択されたコンテンツの宛先 114 のそれぞれに送信する。20

#### 【0031】

[0038] 図 4 の例において、コンテンツの宛先 114 は、コンテンツ 112 の捕捉時あたりに自動的に選択される。いくつかの実施形態において、自動的に選択されたコンテンツの宛先 114 は、コンテンツ 112 の捕捉の直前または直後に検証、確認、または編集のためにユーザー 110 に提供される。ユーザー 110 は、自動的に選択されたコンテンツの宛先 114 を承認する、またはコンテンツの宛先 114 を調整する（例えば、コンテンツの宛先 114 のうちの 1 つまたは複数を手動で削除する、またはコンテンツの宛先 114 のうちの 1 つまたは複数を手動で追加するなど）ことができる。30

#### 【0032】

[0039] 次に図 5 を参照すると、例示的なブロック図は、コンテンツ 112 を捕捉するモバイルコンピューティング装置 502 を示す。図 5 の例において、モバイルコンピューティング装置 502 は、捕捉すべき情報を示す画面を有する。また、モバイルコンピューティング装置 502 は、コンテンツの宛先 114 候補のリスト（例えば、ファクター構成要素 406 によって提案されるもの、またはすべての使用可能なコンテンツの宛先 114 など）を表示する。ユーザー 110 は、例えば、コンテンツ 112 を捕捉する前に、画面をタッチして、所望のコンテンツの宛先 114 を選択することによって、モバイルコンピューティング装置 502 と対話する。40

#### 【0033】

50

[0040] 次に図6を参照すると、例示的なブロック図は、バーコードの画像を捕捉するモバイルコンピューティング装置502を示す。バーコードは、例えば、ユーザー110によって購入することが予想される製品に関連付けられ得る。こうした例において、ユーザー110は、コンテンツの宛先114のうちの1つとして「検索」を選択する。次いでコンピューティング装置102は、特定の解像度、コントラストレベル、サイズなどでコンテンツ112を捕捉するように構成される。バーコードの画像を捕捉すると、本開示の態様は、捕捉された画像を検索エンジンに送信する。検索エンジンは、例えば、製品の価格のリストおよび製品を購入するためのハイパーリンクを戻す。しかし、他の実施形態において、バーコードは、任意の項目またはサービスに関連付けられてもよい。

## 【0034】

10

[0041] あるいは、またはさらに、ユーザー110は、バーコードの画像を捕捉し、本開示の態様は、画像処理を実行して、捕捉されたコンテンツ112をバーコードを含むものとして識別する。次いで本発明の実施形態は、コンテンツの宛先114のうちの1つとして「検索」を識別し、バーコードを検索エンジンに送信する。

## 【0035】

[0042] さらに、既知の計算ビジョンシステムにより、コンテンツ112において追加の分析が行われて、(例えば複数の検索エンジンに配信するために)画像にわたって複数のクエリを形成し、検索結果ページに結果を集め得る。こうした追加の分析は、例えば、カラーヒストグラム、形状分析、および顔認識を含み得る。

例示的な動作環境

20

[0043] これだけには限定されないが、一例として、コンピューター可読媒体は、コンピューター記憶媒体および通信媒体を含む。コンピューター記憶媒体は、コンピューター可読命令、データ構造、プログラムモジュール、または他のデータなどの情報を格納する。通信媒体は一般に、コンピューター可読命令、データ構造、プログラムモジュール、または他のデータを搬送波または他の移送機構などの変調されたデータ信号に組み込む。これには任意の情報配達媒体がある。また、上記のどんな組み合わせでもコンピューター可読媒体の範囲内に含まれる。

## 【0036】

[0044] 例示的なコンピューティングシステム環境との関連で説明されるが、本発明の実施形態は、他の多くの汎用または専用コンピューティングシステム環境または構成で動作可能である。本発明の態様との使用に適し得るよく知られているコンピューティングシステム、環境、およびノートパソコンは構成の例には、それだけには限定されないが、モバイルコンピューティング装置、パーソナルコンピューター、サーバーコンピューター、ハンドヘルドまたはラップトップ装置、マルチプロセッサーシステム、ゲーム機、マイクロプロセッサーベースのシステム、セットトップボックス、プログラム可能家庭用電化製品、携帯電話、ネットワークPC、ミニコンピューター、メインフレームコンピューター、上記の任意のシステムまたは装置などを含む分散コンピューティング環境などがある。

30

## 【0037】

[0045] 本発明の実施形態は、1つまたは複数のコンピューターまたは他の装置によって実行されるプログラムモジュールなどのコンピューター実行可能命令の一般的な文脈で説明され得る。コンピューター実行可能命令は、1つまたは複数のコンピューター実行可能構成要素またはモジュールにまとめられ得る。一般にプログラムモジュールは、それだけには限定されないが、特定のタスクを実行する、または特定の抽象データ型を実装するルーチン、プログラム、オブジェクト、構成要素、データ構造などを含む。本発明の態様は、こうした構成要素またはモジュールの任意の数および編成により実施され得る。例えば、本発明の態様は、図に示され、本明細書に記載された特定のコンピューター実行可能命令または特定の構成要素またはモジュールに限定されない。本発明の他の実施形態は、本明細書に示され、記載されたものより多いまたは少ない機能を有する異なるコンピューター実行可能命令または構成要素を含み得る。

40

## 【0038】

50

[0046]本発明の態様は、本明細書に記載された命令を実行するように構成されるとき、汎用コンピューターを専用コンピューティング装置に変換する。

[0047]本明細書に示され、記載された実施形態、および本明細書に明確に記載されていないが、本発明の態様の範囲以内の実施形態は、ユーザー 110 から複数のコンテンツの宛先 114 の選択を受信するための例示的な手段、および捕捉されたコンテンツ 112 の自動フォーマット、および選択されたコンテンツの宛先 114 への配信のための例示的な手段を構成する。

### 【0039】

[0048]本明細書に示され、記載された本発明の実施形態の動作の実行または実施の順序は、特に明記のない限り重要ではない。つまり、動作は、特に明記しない限り、任意の順序で行われてもよく、本発明の実施形態は、本明細書に開示されたものより多くの要素を含んでいても、少ない要素を含んでいてもよい。例えば、別の動作の前、それと同時、またはその後に特定の動作を実行し、または実施することは本発明の態様の範囲内であることが企図される。

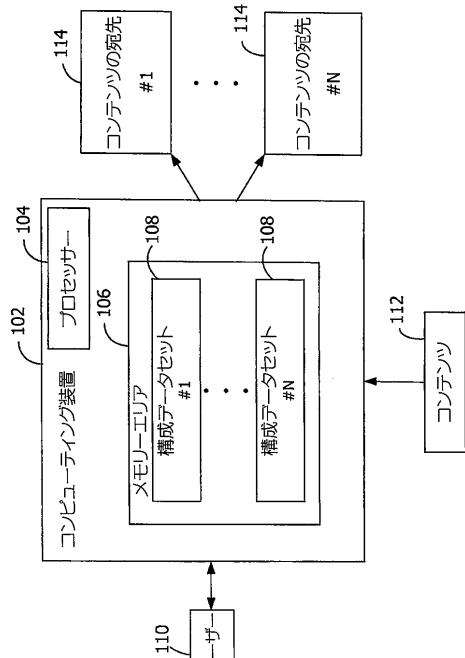
### 【0040】

[0049]本発明またはその実施形態の態様の要素を導入するとき、冠詞「a」、「an」、「the」、および「said」は、1つまたは複数の要素があることを意味するものである。用語「備える」、「含む」、および「有する」は包含的であるものとし、列挙された要素以外の追加の要素があり得ることを意味する。

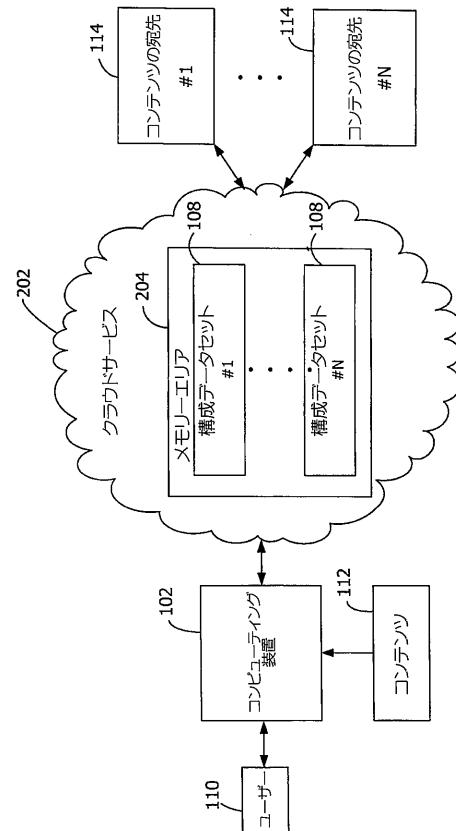
### 【0041】

[0050]本発明の態様を詳しく説明してきたが、添付の特許請求の範囲に定義される本発明の態様の範囲から逸脱することなく変更および変形が可能であることを理解されたい。本発明の態様の範囲から逸脱することなく様々な変更を上記の構成、製品および方法に加えることができるので、上記の説明に含まれ、添付の図面に示されるすべての事柄は、例として解釈されるものとし、限定の意味ではないものとする。

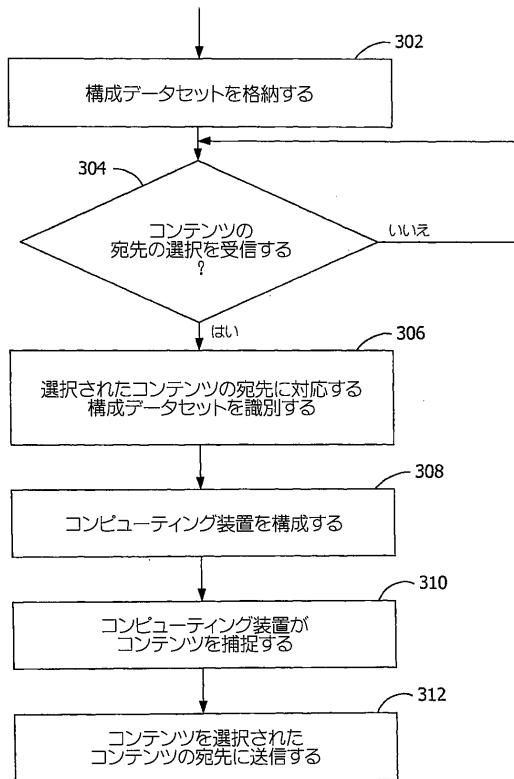
【図1】



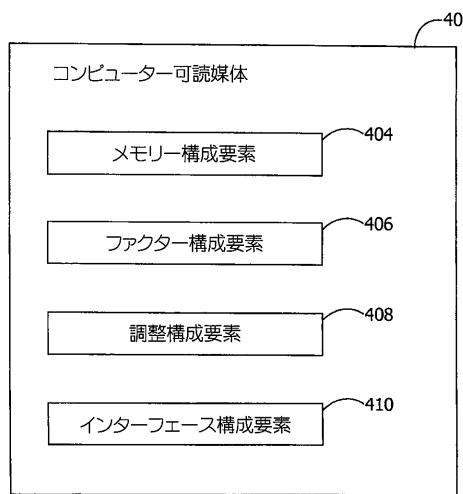
【図2】



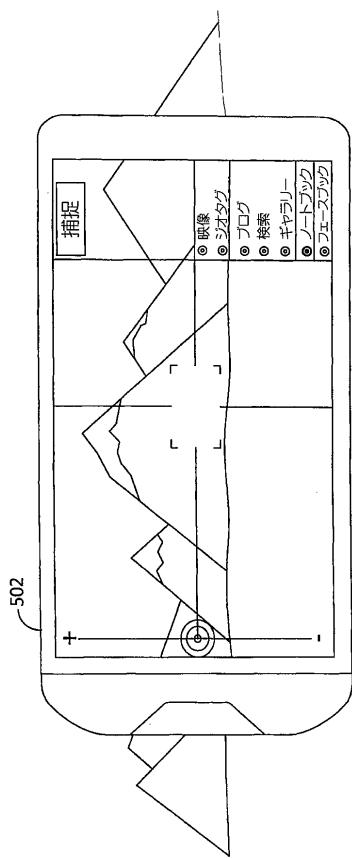
【図3】



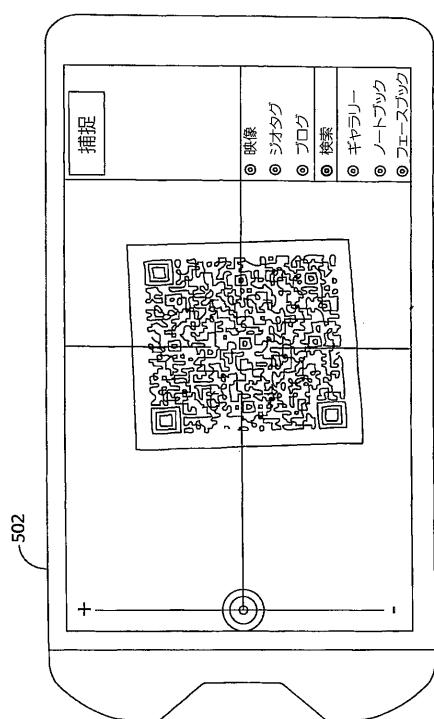
【図4】



【図5】



【図6】



---

フロントページの続き

(72)発明者 ウッドコック , カトリーカ

アメリカ合衆国ワシントン州98052-6399, レッドモンド, ワン・マイクロソフト・ウェイ, マイクロソフト コーポレーション, エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

(72)発明者 ウェバー , カロン・エイ

アメリカ合衆国ワシントン州98052-6399, レッドモンド, ワン・マイクロソフト・ウェイ, マイクロソフト コーポレーション, エルシーエイ - インターナショナル・パテンツ

審査官 新田 亮

(56)参考文献 特開2004-078837(JP,A)

特開2006-311493(JP,A)

特開2003-209824(JP,A)

特開2000-175092(JP,A)

特開2006-165610(JP,A)

特開2005-227911(JP,A)

特開2004-297434(JP,A)

特開2000-134522(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 13/00

H04N 7/173